

衆議院総務委員会ニュース

平成 21.5.26 第 171 回国会第 20 号

5月26日(火)、第20回の委員会が開かれました。

1 一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案(内閣提出第67号)

- ・鳩山総務大臣、谷人事院総裁及び政府参考人に対し質疑を行い、質疑を終局しました。
- ・塩川鉄也君(共産)及び重野安正君(社民)が討論を行いました。
- ・採決を行った結果、賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。
(賛成 - 自民、民主、公明、国民、反対 - 共産、社民)
- ・森山裕君外4名(自民、民主、公明、社民、国民)から提出された附帯決議案について、黄川田徹君(民主)から趣旨説明を聴取しました。
- ・採決を行った結果、賛成多数をもってこれを付することに決しました。
(賛成 - 自民、民主、公明、社民、国民、反対 - 共産)

(質疑者及び主な質疑内容)

松本文明君(自民)

- ・公務員給与と関係法令について、国民にわかりやすい表現とすべきではないか。また、公務員制度への国民の理解を深めるために人事院としてどのような取組を行っているか。
- ・我が国の公務員給与制度は諸外国の制度と比べてどのような特徴があるか。また、公務員数及び給与水準は諸外国と比較した場合どのような状況にあるか伺いたい。

寺田学君(民主)

- ・DV(家庭内暴力)被害者に対する定額給付金の支給につき、どのような対策が講じられているか伺いたい。また、地方公共団体によって対応が異なっていることから、総務省が現状を調査し、助言を行う必要について、大臣の所見を伺いたい。さらに、DV被害者に対し、地方公共団体の判断で世帯主と切り離して支給を行うことの可否について伺いたい。
- ・政府は、人事院勧告に従う義務があるのか、また、政府は、人事院勧告が出ていなくても、給与法改正案を提出できるのかという点について伺いたい。
- ・法律上、政府が人事院勧告に従わなければならないものとされていない理由について大臣に伺いたい。

逢坂誠二君(民主)

- ・5月1日付の人事院勧告のような特別な勧告を、どのような場合に行うのか基準や例を示しておいた方がよいのではないかと。
- ・総務省は、現在、独自の給与削減措置を行っている地方公共団体は、今回の人事院勧告を踏まえ、どのような対

応をとるべきであると考えているのか。また、地方公共団体が、既に独自の給与削減措置を行っていることを考慮し、特別給の支給割合を引き下げなかった場合、特別交付税は、どのような取扱いとなるのか。

- ・地方公務員の臨時・非常勤職員の処遇の問題については、今後とも継続的に検討を行っていくべきだと思うが、大臣の見解を伺いたい。

塩川鉄也君(共産)

- ・今回の減額措置がこれからの民間の労使交渉において、労働者側にマイナスに働く懸念があるが、大臣の所見を伺いたい。
- ・地方の人事委員会の約半数が、独自の特別調査を実施せずに引下げ勧告等を行っているということは、地方公共団体の引下げを国が強いた結果であることを示すものではないかと考えるが、大臣の所見を伺いたい。

重野安正君(社民)

- ・民間企業における一時金の削減では一般社員より経営陣の方が大幅であるのが一般的であることに照らし、一般企業でいう経営陣に当たる内閣総理大臣や国務大臣などの特別職の今回の改正内容(一般職指定職職員に準じた期末手当0.15月の減額)はどうであるのか、総務省の所見を伺いたい。
- ・先般の厚生労働省の所得調査によると、近年の所得は低下の一途をたどり、20年前の水準まで落ちており、今回の引下げ勧告は、これに追い討ちをかけるものであると考えるが、大臣の所見を伺いたい。